

新型コロナウイルス感染症がもたらしたもの

～未知の脅威 その時税関は～

令和2(2020)年1月、厚生労働省は、国内初となる新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことを発表しました。

世界各国ではすでに「原因不明の肺炎」の集団感染が騒がれており、国内初感染者の報道は、日本全体にインパクトを与えました。

世界を一変させた未知の脅威は、世の中そして税関を取り巻く環境も大きく変容し、多くの困難や課題が山積されました。

感染報道から3年以上が経過し、少しずつコロナ禍前の日常が戻りつつありますが、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された局面において、税関は、その時、何を考え、どう動いたのかを紹介していきます。



(写真上) 年末年始に向けた基本的な感染防止対策徹底の緊急呼びかけ(令和3年)
(写真下) 健康安全研究センターにおけるオミクロン株検査(令和4年)
(提供:東京都)

世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の歴史的なパンデミックにより始まった令和2(2020)年。

経済面では、感染拡大の懸念から日経平均株価が急落し、実質GDP前年比率は戦後最大のマイナスなど大打撃を受けました。

世間では、「3密」「ソーシャルディスタンス」「濃厚接触」な

どの言葉が行き交い、感染拡大や医療崩壊を防止するため、不要不急の外出自粛、マスク着用やアルコール消毒の徹底など感染症予防が日常のものとなりました。

税関を取り巻く環境にも様々な変化が次々に起きました。大型クルーズ船内集団感染、入国規制による訪日旅客の激減、緊急事態宣言に伴う出勤回避は、税関の業務に影響を与えました。

時期	出来事
2019年 12月	中国武漢市で原因不明の肺炎の集団感染が確認
2020年 1月	国内で初の感染者を確認 ・マスクや消毒液が品薄になる ・チャーター便により中国武漢市から邦人を帰還(2月まで) ・世界保健機関(WHO)が公衆衛生上の緊急事態を宣言
2月	・クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」から感染者確認 ・日本人初の死亡を確認 ・国内感染者数が100人を突破 ・スポーツ・文化イベントなどの大規模イベント自粛要請
3月	・WHOがパンデミック宣言 ・ダイヤモンド・プリンセス号におけるすべての検疫終了 ・東京2020オリンピック・パラリンピック延期が決定 ・国内感染者数が1,000人を突破
4月	・クルーズ船「コスモ・アトランチカ号」から感染者確認 ・7都府県(後に対象地域を拡大)へ緊急事態宣言の発令による、不要不急の外出自粛 ・国内感染者数が1万人を突破
5月	・緊急事態宣言全面解除
6月	・唾液を使ったPCR検査の導入開始
7月	・「Go To トラベル」キャンペーンを開始
10月	・「Go To イート」キャンペーンを開始 ・国内感染者数10万人を突破

時期	出来事
2021年 1月	・1都3県(後に対象地域を拡大)へ緊急事態宣言発令
3月	・緊急事態宣言全面解除 ・東京2020オリンピック・パラリンピック、海外からの観客受け入れ断念
4月	・4都府県(後に対象地域を拡大)へ緊急事態宣言発令 ・国内死者数が1万人を突破
6月	・ワクチン接種、全国で本格的に開始
9月	・緊急事態宣言全面解除
11月	・国内で初めてオミクロン株の感染者を確認
12月	・ワクチン接種証明アプリ、運用開始
2022年 2月	・国内感染者数が500万人を突破
3月	・入国者数上限を5千人
4月	・入国者数上限を1万人
6月	・入国者数上限を2万人
7月	・国内感染者数が1,000万人を突破
8月	・国内死者数が3.5万人を突破
9月	・国内感染者数が2,000万人を突破 ・オミクロン株対応ワクチンの接種開始 ・入国者数上限を5万人
10月	・入国者数の上限撤廃
12月	・国内感染者数が2,500万人を突破

クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」対応

令和2(2020)年2月5日、乗員・乗客約3,700名を乗せた大型クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」で、10名の感染が判明し、最終的な感染者は712名、死者は13名に上りました。税関は、情報が錯綜する中、関係機関とともに乗員・乗客の下船対応を行いました。



最前線で責務を全う

急病人の下船など、夜間・休日を含む24時間体制での対応を要し、ダイヤモンド・プリンセス号の対応は、約1か月間続きました。



検疫所からの協力要請を受け、税関の監視艇を活用して沖に停泊した本船に対し、ウイルス採取キットの引渡し、採取した検体の持ち帰りを行いました。



輸出入通関手続などの弾力的な対応

物流を止めない



◆ 救援物資などに関連する税関手続の対応

・マスクや消毒液など緊急に通関を行う必要のある感染症対策物資は、優先して対応しました。

◆ 利便の良い税関官署への申告など柔軟な対応

・本来申告をすべき官署で申告を行うことが難しい場合には、利便の良い税関官署でも申告可能としました。
・輸出入申告手続において、原本の提出期限の延長や書面提出が難しい場合は電磁的記録での提出を可能としました。

◆ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置に係る影響の緩和

・関税等に関する申請・納付の期限を延長しました。
・保税売店等に係る保税地域許可手数料を軽減、免除等しました。

WCO との連携

ニセモノを流通させない

◆ 世界税関機構(WCO)と連携して偽物・粗悪品の国際移動を阻止し、安全な国際流通を促進

・感染拡大に伴い、偽造コロナワクチン及び安全や効能に関する基準を満たしていない不正医療用品などが世界中で摘発されている状況を踏まえ、WCOとともに国際取締りオペレーションにおいて日本が主導的役割を果たし、これらの不正医療用品等の取締りを強化しました。

上記以外にも、税関は新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する様々な取組を実施しました。

◆ 環境整備

- ・フェイスシールドや防護服の着用、来庁者窓口へのビニールカーテンなどを設置。
- ・事業者と税関を接続可能とするウェブ会議システムの利用促進。
- ・混雑時間帯を避けて時差出勤をする取組を積極的に実施。



ビニールカーテンの設置



フェイスシールド・防護服の着用



ウェブ会議システムを活用した業務風景

◆ 社会支援活動

- ・医療機関などへ配布するため、税関に備蓄していたマスクを供出。
- ・帰国された方が入所する一時待機施設へ税関職員を派遣し検疫応援を実施。
- ・一部の税関施設を一時待機施設や大型職域接種会場として提供。



マスク約5.3万枚を供出